平成２５年（フ）第４３４号
和歌山県岩出市宮53―１　レオパレス橘204号、住民票上の住所和歌山県橋本市高野口町向島219番地の６
破産者　西岡　佳孝
１　決定年月日　平成26年３月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第４３８号
和歌山県橋本市高野口町向島219番地の６
破産者　西岡智恵子
１　決定年月日　平成26年３月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１３９１号
福岡県春日市松ヶ丘５丁目26番地５、破産手続開始決定時の住所福岡県筑紫郡那珂川町松木４丁目１番７―905号　サンリヤン博多南
破産者　百田　敬一
１　決定年月日　平成26年３月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第９２３号
福岡市東区塩浜１丁目１番５―801号
破産者　坂田　靖弘
１　決定年月日　平成26年３月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１号
宮城県本吉郡南三陸町志津川字助作１―１志津川中学校仮設住宅17―４、住民票上の住所宮城県本吉郡南三陸町志津川字清水浜22番地
破産者　佐藤　行夫
１　決定年月日　平成26年３月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２５年（フ）第１３６号
福岡市西区周船寺１―17―18グランドール周船寺103、住民票上の住所福岡県春日市須玖北４丁目10番地ロ―レルハイツ春日113号
破産者　徳田　　清
１　決定年月日　平成26年３月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第５５７号
福岡市中央区六本松３丁目11番27―1101号
破産者　黒川　信也
１　決定年月日　平成26年３月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１７２９号
福岡県糟屋郡粕屋町原町３丁目11番11号
破産者　小佐々健次
１　決定年月日　平成26年３月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１９０５号
福岡県春日市平田台３丁目148番地
破産者　本園　淑江
１　決定年月日　平成26年３月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２４６４号
札幌市西区山の手３条１丁目１番25―307号
破産者　小林　雄樹
１　決定年月日　平成26年３月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３６１号
山梨県甲府市川田町83番地２　グラン・ヴェルジュ203
破産者　遠藤　由佳
１　決定年月日　平成26年３月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４６９号
静岡県浜松市東区篠ケ瀬町1388番地の２　コーポ浜金202、前住所静岡県浜松市南区三島町111番地
破産者　大林　　稔
１　決定年月日　平成26年３月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第７０８号
広島市安芸区瀬野西１丁目34―９　中本孝幸方、開始決定時の住所広島県庄原市東城町川西449番地１
破産者　堀　　俊晴
１　決定年月日　平成26年３月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１９８３号
福岡市中央区荒戸１丁目５番20―908号
破産者　三浦　好子
１　決定年月日　平成26年３月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１０１号
福岡市博多区博多駅前３丁目９番５―703号
破産者　川村　月泰
１　決定年月日　平成26年３月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１７６３号
福岡市東区香椎駅東４丁目57番23号
破産者　中野　英雄
１　決定年月日　平成26年３月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第６０号
宮崎県延岡市船倉町１丁目２番地５　エイルヴィラ城山東パークアベニュー501号、開始決定時の住所宮崎県延岡市大貫町３丁目1015番地１
破産者　山本　親一
１　決定年月日　平成26年３月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第６１号
宮崎県延岡市大門町165番地
破産者　山本　恭久
１　決定年月日　平成26年３月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部